

岐阜県公報

目次

規則

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(商業流通課)

一頁

規則

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一大展示場の部中「二〇八、九四〇円」を「二二二、〇五〇円」に、「二一〇、四四〇円」を「二一〇、七四〇円」に改め、同表中展示場の部同時に大展示場が使用される場合でその使用者が異なる場合の項中「二二、〇五〇円」を「二二、六八〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、一七〇円」に改め、同部その他の場合の項中「三〇、九五〇円」を「三二、八三五円」に、「二、九七〇円」を「三、〇五五円」に改め、同表小展示場の部中「二、八八〇円」を「三、五〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に改め、同表ホール（岐阜文化ホール）の部土曜日、日曜日及び休日の項中「四、六二〇円」を「四、七五〇円」に、「九、九八〇円」を「一〇、二六五円」に、「三、〇二〇円」を「三、三九〇円」に、「三、二二〇円」を「三、八七五円」に、「二、六五〇円」を「二、七二五円」に改め、同部その他の日の項中「三、七八〇円」を「三、八九〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七四五円」に、「九、九八〇円」を「一〇、二六五円」に、「一八、四八〇円」を「一九、〇一〇円」に、「二、一三〇円」を「二、一九〇円」に改め、同表第一会議室の部中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」

区 分		単位	使用料の額 (午前、午後又は夜間の各一回につき)
反響板	一式	一台	八〇五円
演台	一台	一台	二六五円
花台	一台	一台	一〇〇円
指揮台	一式	一枚	一〇〇円
所作台	一枚	一枚	一〇〇円
司会台	一枚	一枚	一〇〇円
山台	一枚	一枚	二五五円
譜面台	一枚	一枚	三〇〇円
高足	一枚	一枚	二五五円
箱足	一枚	一枚	二五五円
ドラム台	一枚	一枚	一〇〇円

別表第三(第九条関係)
 冷暖房設備以外の附属設備等の使用料

に、「四、五二〇円」を「四、六五〇円」に、「五、一九〇円」を「五、三四〇円」に、「一、九五〇円」を「一、二一九〇円」に、「一、二六〇円」を「一、二九五円」に改め、同表第二会議室の部中「一、二二〇円」を「一、一五〇円」に、「一、四一〇円」を「一、四五〇円」に、「一、九七〇円」を「一、〇二五円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一五五円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

別表第二大展示場の項中「三、六八〇円」を「三、七八五円」に改め、同表中展示場の項中「八四〇円」を「八六五円」に改め、同表小展示場の項中「一、二六〇円」を「一、二九五円」に、「一、五八〇円」を「一、六二五円」に改め、同表ホール(岐阜文化ホール)の項中「一、六八〇円」を「一、七三〇円」に改め、同表第一会議室の項中「六三〇円」を「六五〇円」に、「七九〇円」を「八一五円」に改め、同表第二会議室の項中「二二〇円」を「二二五円」に、「二六〇円」を「二六五円」に改める。

別表第三を次のように改める。

金びょうぶ	一双	六五〇円
拡声装置(マイクロホンを除く。)	一式	一、〇八〇円
可搬型拡声装置(マイクロホンを除く。)	一式	五四〇円
VHSビデオデッキ	一台	五四〇円
MDレコーダー	一台	四三〇円
CDプレーヤー	一式	三三五円
DVDプレーヤー	一台	五四〇円
ワイヤレスマイクロホン	一個	六五〇円
マイクロホン	一台	三三五円
シーリングスポットライト(一キロワット)	一台	二二五円
サスペンションスポットライト(一キロワット)	一台	二二五円
サスペンションスポットライト(五〇〇ワット)	一台	一六〇円
フットライト	一列	五四〇円
ポーターライト	一列	五四〇円
アッパーホリゾンタライト	一列	八〇五円
ローアホリゾンタライト	一列	五四〇円
センターピンスポットライト	一台	八〇五円
フロントサイドスポットライト	一台	二二五円
ステージスポットライト	一台	二二五円
ストリップライト	一列	一〇〇円
各種効果器	一台	五四〇円
サービスポットライト(一キロワット)	一台	二二五円
サービスポットライト(五〇〇ワット)	一台	一六〇円
プロジェクター	一台	一、二五〇円
スクリーン(可搬型)	一面	二六五円
ローリングタワー	一基	五四〇円

折畳椅子	一脚	五円
折畳机	一脚	一五円
ホワイトボード (会議室備付けのものを除く)	一枚	五〇円
パネル	一枚	五〇円
仮設電話回線	一本	五〇円
コンセント	一回路	五〇円

備考

- 1 午前とは、午前九時から午後一時までの間をいう。
- 2 午後とは、午後一時から午後五時までの間をいう。
- 3 夜間とは、午後五時から午後九時までの間をいう。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社